令和６年度　浜松市放課後児童会（クラブ）　入会のご案内

令和６年度に浜松市放課後児童会（クラブ）への入会を希望される方は、この案内をお読みいただき、入会を希望する放課後児童会（クラブ）にて説明を受け、誓約書の内容を了承いただいた上でお申し込みください。

入会希望月	入会申込書等提出期限	入会申込書等提出先
令和６年４月（年度当初）	新入会希望児童（新１年生等） 令和５年１２月１５日（金） 令和５年度児童会在籍児童 令和５年１１月１７日（金）	利用を希望する 放課後児童会（クラブ）
令和６年５月以降（年度途中）	利用希望日の７日前（土日祝日を除く）まで	

申込書類の入手方法

１．「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」からダウンロード

入会申込書・就労（内定）証明書・医師の診断書の様式をダウンロードできます。

書類のダウンロードはこちら

２．放課後児童会（クラブ）にて入手

市内の放課後児童会で入会申込書等を配付しています。

申込書類の提出先

入会を希望する放課後児童会へ提出してください

※各放課後児童会の所在地や連絡先等は「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」にてご確認ください。

※転居・転校等により、申込書提出期限までに就学先の小学校が決まらない場合は、利用する可能性のあるすべての放課後児童会へ入会申込書等をご提出いただき、提出時に複数の放課後児童会へ申込みをしていることをお伝えください。

児童会一覧はこちら

お問い合わせ

１．入会手続き・選考・運営について

入会を希望する放課後児童会へお問い合わせください

※各放課後児童会の所在地や連絡先等は「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」にてご確認ください。

児童会一覧はこちら

２．制度（保護者負担金の減免等）について

浜松市教育委員会　教育総務課　放課後対策グループ　　053-457-2401

令和５年９月２５日改訂

1. 放課後児童会(クラブ)とは

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の生活と遊びの場として開設しています。放課後における児童の健全育成を目的としています。

2. 入会要件

小学校１年生から６年生までの児童で、次の(1)～(4)の要件を満たしていることが必要です。

(1)就労、疾病、障害、要介護、家族の看護や介護、就学、災害などの理由により、昼間保護者が家にいない、または、当該児童への対応ができない状況にあること。

(2)浜松市立の小学校へ就学または就学予定であること。

(3)放課後児童会の運営等について説明を受け、誓約書の内容を承諾したうえで入会申込書を提出すること。

(4)過去に放課後児童会を利用した際に、保護者負担金の未納がない家庭の児童であること。

※夏休みなどの長期休暇のみの利用はできません。

入会事由	保護者の状況	入会可能期間
就労※1	・通常の授業が行われる日において、1･2年生は午後2時を過ぎる、3年生以上は午後3時を過ぎる時間※2まで労働等が行われている ・就労時間が月64時間以上である	就労している期間 （勤務内定の場合、入会月に1日以上の勤務が必要です）
疾病・入院・障害・要介護	・病気や障害等による入院や療養のため、児童の対応ができない	退院または療養を必要としなくなるまで
家族の看護や介護	・家族の看護や介護のため、児童の対応ができない	看護、介護を必要としなくなるまで
就学	・大学・大学院等に在学中であり、児童が帰宅する放課後の時間帯に家におらず、児童の対応ができない	就学している期間
その他	・不慮の事故や災害など市が必要と判断したとき	市が必要と判断した期間

※1　産前産後休業中（産前6週間以内、産後8週間以内）は利用できますが、育児休業中は一度退会していただきます。育児休業から復帰する際に再度入会申込をしてください。

※2　「午後2時(午後3時)を過ぎる」は、午後2時00分(午後3時00分)勤務終了は対象になりません。

3. 開所日

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までのうち、以下を除く日

除外日　日曜日、祝日、盆休み（８月１３日から８月１５日）および年末年始（１２月２９日から翌年１月３日）

※災害発生や特別警報発令時等、臨時に休所することがあります。

※開所日であっても利用希望者がいない、年度末に次年度受入の準備を行う等の理由から、休所することがあります。

※土曜日等は、複数の放課後児童会を集約して合同開所することがあります。

※その他、学校行事等による休校等で放課後児童会ごとに異なる対応をとることがあります。

4. 開所時間

学校の授業日	学校終業時から午後６時３０分まで
土曜日	午前８時から午後６時３０分まで
長期休業日・学校行事等振替休業日	午前８時から午後６時３０分まで

5. 利用できる放課後児童会(クラブ)

就学または就学予定である小学校の児童を受入対象とする放課後児童会

※利用できる放課後児童会は、「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」で確認できます。

※土曜日は合同開所を行っているため、指定された放課後児童会の中から選択していただきます。土曜日に利用できる放課後児童会は、入会決定後にご案内します。

児童会一覧はこちら

6. 保護者負担金

令和６年度から、保護者負担金は「基本料」を浜松市が徴収し、その他おやつ代や保険料などの「会費」をこれまでと同様に各放課後児童会の運営事業者が徴収します。

(1) 利用区分ごとの基本料

利用月等		基本料
①平日	通常月（８月を除く）	月額　８，０００円
	８月	月額　１０，０００円
②土曜日		日額　７００円

※平日の入会が決定した児童のうち、土曜日も就労等により保護者がご家庭にいない場合、土曜日の利用を申し込むことができます。なお、土曜日の利用の申込方法は、入会決定後にご案内します。

※入会決定されている方は、休会届が提出されていない限り、出欠の有無にかかわらず月額基本料を徴収します。

※平日の基本料については、日割り計算はしません。月の途中で退会した場合でも、月額基本料を徴収します。

※退会や休会をする場合は、提出期限までに必ず退会届または休会届を放課後児童会に提出してください。（詳細は「13. 休会について」「14. 退会について」をご覧ください。）

※会費の金額や徴収方法は、放課後児童会の運営事業者からご案内します。

(2) 基本料の納入

市が徴収する基本料のお支払い方法は、原則として「口座振替」です。引落しは、利用月の翌月を予定しています。詳しい手続き方法は、入会決定後にご案内します。

7. 保護者負担金の減免制度について

経済的に保護者負担金の支払が困難な世帯や、兄弟姉妹が３人以上同時に児童会を利用する場合の３人目以降の児童に対して、平日の月額基本料を減免します。手続き等の詳細は、入会決定後にご案内します。

基本料 減免区分	通常月（８月を除く）	８月
就学援助受給世帯	月額　４，０００円	月額　５，０００円
兄弟姉妹３人以上同時利用の場合の３人目以降の児童 （児童手当受給世帯のみ）	月額基本料の半額 （就学援助受給世帯は重複適用あり）	月額基本料の半額 （就学援助受給世帯は重複適用あり）

※１人あたりの月額基本料です。
※土曜日利用分は、減免されません。
※年度途中からの減免適用については、減免決定通知に記載される月から適用となります。
※減免に該当しなくなった場合は、速やかに市へ届け出てください。

8. 利用にあたっての注意事項

以下の注意事項を確認し、誓約書の内容を了承いただいた上で申込みをしてください。

(1) 利用について

・放課後児童会は、昼間保護者が家庭にいない児童の遊びや生活の場です。仕事がお休み等で保護者が家庭にいる日は利用できません。
・欠席する場合は、放課後児童会へ必ず連絡してください。
・放課後児童会入会後、保護者の就労先や就労状況、家庭環境等が変わった場合は、必ず在籍している放課後児童会に申し出てください。
・児童には集団活動のルールを守るよう指導しています。保護者も利用上のルールを守り、放課後児童会の運営にご協力いただきますようお願いします。

(2) 放課後児童会での生活について

・放課後児童会では、生活指導・自主勉強・自由遊び・読書・集団遊びなどをします。
・学習指導は行いません。宿題などは保護者が必ず確認してください。
・長期休業中、学校行事や短縮日課などで給食がないときは、お弁当を持たせてください。（運営事業者によっては、お弁当の発注が可能な場合があります。）

(3) 送迎について

・開所時間内のお迎えを厳守してください。
・保護者の仕事が終わり次第、速やかに迎えに来てください。
・送迎は、原則保護者等（父母、祖父母、高校生を除く18歳以上の兄姉および同居親族）が行ってください。
・迎え時、並びに長期休業中や土曜日の来会時は、保護者等と児童会間で児童を直接引渡すことが原則です。ただし、習い事等に行くための児童のみでの退出や長期休業中の児童のみでの来会は、事前に誓約書を提出いただくことで認めています。まずは放課後児童会へご相談ください。
・安全管理上、学校行事等による中抜け（一時的に児童会を退出し、再度来会すること）以外は認めていません。

9. 入会までの流れ（令和６年４月から利用する場合）

① 入会申込書の入手（10月～11月）

新１年生等⇒就学時健康診断時等、利用を希望する放課後児童会にて説明を受け、入会申込書を入手

在籍児童　⇒在籍している放課後児童会にて、入会申込書を入手

② 入会申込

利用を希望する放課後児童会へ入会申込書を提出

新入会希望児童（新1年生等）　12月15日（金）必着

令和５年度児童会在籍児童　11月17日（金）必着

入会要件を満たしている場合

入会要件を満たしていない場合

③ 入会選考（12月～1月）

「浜松市放課後児童会選考基準」をもとに合計点数の高い順に決定

④-3 入会不承諾（2月）

④-1 入会決定（承諾）（2月）

④-2 入会保留（2月）

定員以上の申込があった場合

⑤-1 入会手続き（2月～3月）

・児童台帳提出
・誓約書提出
・口座振替登録
・基本料減免申請（該当者のみ）

⑤-2 待機登録

入会辞退等により空きが出次第、児童会から連絡
⇒④-1入会決定へ

⑤-3 申込取下げ

⑥ 利用開始（4月）

10. 入会申込について

期限までに入会申込書に必要な書類を添えて提出してください。年度当初からの利用と年度途中からの利用では、提出期限が異なりますのでご注意ください。

(1) 申込書等提出期限

令和６年４月から利用する場合

新入会希望児童（新1年生等）　　令和５年１２月１５日（金）必着

令和５年度児童会在籍児童　　令和５年１１月１７日（金）必着

※すべての書類を揃えたうえで、期限までに提出してください。期限までの提出が間に合わない書類がある場合は、放課後児童会へご相談ください。

※期限後に提出された場合は、定員に空きが発生次第、期限内申込をしたが待機となった児童と合わせて入会選考を行います。

年度途中から利用する場合

利用希望日の７日前（土日祝日を除く）まで

※空きがない場合は待機登録となり、空きが発生次第、他の待機児童と合わせて入会選考を行います。（選考方法は４月入会と同じ）

(2) 申込書等提出先

利用を希望する放課後児童会

※放課後児童会の所在地や連絡先等は「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」にてご確認ください。

※転居・転校等により、申込書提出期限までに就学先の小学校が決まらない場合は、利用する可能性のあるすべての放課後児童会へ入会申込書等をご提出いただき、提出時に複数の放課後児童会へ申込みをしていることをお伝えください。就学先小学校が決定したら、申込書を提出したすべての放課後児童会へ連絡してください。

※申込書提出後に、世帯状況や就労状況等に変更があった場合は、すみやかに放課後児童会に連絡してください。

(3) 提出書類

入会申込書および添付書類（下表参照）

①入会事由等を確認できる書類

入会事由	添付書類
就労	保護者・祖父母※の就労（内定）証明書
疾病/入院	保護者・祖父母※の状態を証明する医師の診断書
障害	保護者・祖父母※の障害者手帳の写しまたは医師の診断書
家族の看護	看護する家族の状態を証明する医師の診断書
要介護	保護者・祖父母※の認定通知書の写しまたは介護保険資格者証の写し
家族の介護	介護する家族の介護認定通知書の写しまたは介護保険資格者証の写し
就学	保護者の在学証明書およびカリキュラムの確認ができる書類

※祖父母は、同居の祖父母（年齢問わず）および学区内に居住する祖父母（令和６年３月３１日時点で７０歳未満）のこと。

※入会申込書・就労（内定）証明書・医師の診断書の様式は、「子育て情報サイトぴっぴ」からダウンロードできます。

※就学先小学校が未定のため、複数の放課後児童会へ申込む場合、添付書類は写しの提出も可能です。写しを提出する場合は、写しの指定欄に原本を提出した児童会名を記入してください。

書類のダウンロードはこちらから

②児童の状況が確認できる書類（該当する場合のみ）

児童の状況		添付書類
障害	児童が障害者手帳等を所持している場合	障害者手帳等の写し
学区外就学 （新入学児童のみ）	指定校以外の学校に就学する場合	学区外就学許可書（教育委員会の許可）の写し

※申込書提出期限までに学区外就学の許可が下りない場合があります。その場合は、児童会へ学区外就学の申請をしていることを伝え、許可が下り次第、学区外就学許可書の写しを提出してください。

11. 入会選考について

(1) 「浜松市放課後児童会選考基準」に基づき、運営事業者が入会選考を行います。

(2) 父母で就労時間等が異なる場合や、祖父母で介護等の状況が異なる場合は、低い方の点数を適用します。

(3) 入会選考の際、運営事業者における記載内容の確認が困難な場合に限り、運営事業者からの確認依頼に基づき浜松市が調査および確認を行います。

(4) 提出書類に虚偽の記載内容が確認された場合、入会をお断りすることがあります。

12. 入会決定について

(1) 選考結果は入会申込をした放課後児童会から通知します。

(2) 入会不承諾となり、待機登録を希望する場合は放課後児童会へご連絡ください。

(3) 入会決定者の中から辞退が出たり、退会等により空きが生じた場合は、待機登録者の中で再度選考を行います。待機登録を取り止める際もその旨ご連絡ください。

13. 休会について

放課後児童会は年間を通じて利用していただくことを前提としています。以下の場合のみ休会を認めています。産前産後期間中（産前６週間・産後８週間）、夏休み等長期休業中に祖父母の家等で過ごす場合。

放課後児童会を休会する場合は、事前に放課後児童会に申し出て、必ず休会届を提出してください。

(1) **休会届の提出期限**

休会を希望する月の前月２０日（土・日等の場合はその翌日）まで（必着）

(2) **提出先**　在籍する放課後児童会

(3) **提出書類**　休会届

例：８月に休会する場合　７月２０日まで

※月単位で申請してください。

※休会可能期間は、原則最長で２ヶ月です。休会期間中は基本料を徴収しません。ただし、提出期限までに休会届が提出されなかった場合は、月間全ての日を欠席しても基本料を徴収します。

14. 退会について

転校、家庭の都合、育児休業取得開始等により退会する場合は、必ず提出期限までに退会届を提出してください。

(1) 退会届の提出期限

退会日の属する月の２０日（土・日等の場合はその翌日）まで（必着）

(2) 提出先　在籍する放課後児童会

(3) 提出書類　退会届

例：８月末に退会する場合　８月２０日まで

※提出期限までに退会届が提出されなかった場合は、退会月の翌月の基本料を徴収します。月の途中で退会された場合も基本料の日割り計算はいたしません。

参考資料（誓約書）　**※放課後児童会へ提出していただくのは入会決定後です**

誓　約　書

「浜松市放課後児童会（クラブ）　入会のご案内」の内容を確認し、放課後児童会（クラブ）の趣旨を十分理解した上で入会し、以下の事項について誓約いたします。

１　児童会（クラブ）活動中に起きた事故によるケガなどへの対応は、入会児童が加入する保険の適用により行われることを承諾します。

２　入会児童同士、あるいは保護者間でのトラブルが起きた場合は、児童会（クラブ）のスタッフを中立の立場とし、当事者間で円満な解決を図るよう努めます。

３　入会児童への対応に配慮が必要と認められた場合に、児童会（クラブ）のスタッフが小学校等での児童の情報について確認・照会することを承諾します。

４　次に掲げる項目を遵守することを約束します。

ア　病気やけがにより、入会児童の体調が急変した旨の連絡を受けたときは、直ちに児童会（クラブ）に入会児童を迎えに行きます。

イ　感染症の発症時または疾病による発熱時は、児童会（クラブ）を欠席します。

ウ　欠席するときは、必ず児童会（クラブ）に連絡します。

５　次に掲げる項目に該当したときは退会を含めた指導に応じます。

ア　児童の言動が集団生活に支障をきたすと認められたとき。

※　基本的生活習慣が身についていない、児童会（クラブ）のスタッフの注意を聞かない、暴力行為や暴言などにより対人関係をうまく築くことができない等の場合。

イ　入会の要件を欠き、資格がなくなったとき。

※　入会決定後または入会後に、保護者の就労状況や家庭環境等が変わり、入会基準を満たさなくなった場合。

ウ　指定された期日までに保護者負担金を納めないとき。

エ　運営主体が、管理運営上支障があると認めたとき。

※　入会申込書等の申請内容が事実と異なる、休会届を提出せず長期間の欠席が続く、決められた送迎時間が守られない、入会児童・保護者の言動が著しく他の児童・児童会（クラブ）のスタッフの心身や運営に支障をきたすことが認められる等の場合。